

第109回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成26年4月9日(水)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
9番	木澤 純一委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員	13番	安達 卓是委員
14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員	17番	吉澤 一誠委員 (部会長)

欠席委員 10番 船岡 市秋委員

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - ウ 第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について
 - エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- 5 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

それでは、第109回農地部会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号1番の伊塚定弘委員と議席番号2番の石橋明広委員にお願いしたいと思います。

また、本日の欠席は舩岡委員です。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第1号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号1の蚊屋について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川主任)

番号1番の蚊屋について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は112aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

5番（松原委員）

譲渡人が規模拡大のため売買で農地430㎡を取得しようとするものです。許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、4ページ、番号2和田町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

番号2の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は新規就農者である譲受人が祖父から贈与を受けて農地を取得しようとするものです。備考欄にも記載いたしましたが、議案18ページ、利用権設定各筆明細の4-35番のとおり、利用権設定の申し出も受けております。譲受人は利用権設定による借り入れ予定面積が14a、本件の贈与による面積19aを合計して経営面積が33アールとなり、和田町の下限面積の要件を満たしますので、許可日につきましては、利用権設定開始日の平成26年5月1日付けとなります。その他の要件につきましては、別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

13 番（安達委員）

この案件ですが、新規就農者の譲受人が、祖父である譲渡人から贈与によって農地 1 9 5 4 m²を取得しようとするものです。新規就農者ですので、地元としても期待しており、がんばってもらいたいと思っております。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16 番（高西委員）

これはどういう意味、純山林、現況畑ということは登記簿上は山林ということか。

事務局（長谷川主任）

申請地の 2 筆につきましては、登記簿上は山林となっておりますが、現況は畑ということで農地台帳に記載されています。

16 番（高西委員）

登記簿では、山林になっていても、事務局の方の台帳で畑となっているわけか。それはどういう具合になっているか。例えば、戦後、食料難の時に、官地を払い下げたが、山林を、そうゆうところがまだあると思う。実際、どうなっているか、普通は登記簿上、山林だったら、3 条申請が必要ないと思うが、それはどうだ。

事務局（大許事務局長補佐）

農地法上で、登記地目に係わらず、現況が農地である場合は、台帳に登載するようになっています。それで、この農地については、台帳に登載してありますので、農地の扱いで、許可が必要ということです。

13 番（安達委員）

補足させてください。私の説明も不十分でしたので、お詫びしたいのですが、この 2 筆につきましてはこれだけが山林で、周りは畑です。ここの 2 筆が山林状態になっているのかといえば、そうではありません。いわゆる樹木が繁ったりやぶがあったりという状態ではありません。私が、最初に言わなければならなかったかもしれませんが、よろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ほかにご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いいたします。農地法施行令第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

そうしますと、6ページ、番号1の河崎について、地元委員さんから説明をお願いします。

8番（山中委員）

今日は現地調査に行っておりませんが、昨年8月に親子で家を建てられる時に、現地調査をしており、今回ははずしてあります。申請地は、河崎の田、畑で面積は329㎡で、申請人は、市内のアパートに住んでいますが、将来的なことを考えて申請地に住宅の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。300M以内にJR河崎口駅がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われまます。転用については問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号1について、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そうしますと、番号2の和田町について、地元委員さんから説明をお願いします。

13番（安達委員）

今日の現地調査で2番目に見てもらった所で、そのときに何人かの委員さんが言っておられたのですが、日当たりは大丈夫か

など、今の状態では日陰になりそうな心配もなくはないですが、本人に話を聞きましたら、全部を移動するならよしとする地主さんの考えがあったみたいで、全体を取り込みたいということでした。

申請者は議案のとおりです。申請地は、和田町の畑で面積は880㎡です。申請人は、売電収入を見込んで自宅の近くにある申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため第2種農地に該当すると思われる。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号2について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ、番号3の和田町について、地元委員さんから説明をお願いします。

13番（安達委員）

現地調査では3番目だったので、そこで見られたと思いますが、その地域は県事業としていたしまして、内浜産業線から431、松林ですね、に向けて道路計画がありまして、その一部を補償というのでしょうか、現在、家電業を営んでおられる方のところに計画が架かってしまって、利用している土地を手放さなければならなくなった。その代替地を求められて、あそこの農地を代替地にしたいと県と相談されてきたと聞いています。

申請者はその電気さんで、申請地は、和田町の畑で面積は459㎡です。和田町と葭津をつなぐ県道の工事に伴い、土地収用事業によって、電気店を営んでいる方の店舗兼住宅及び駐車場が用地買収の対象になりました。今回、駐車場の代替地として、鳥取県土地開発公社が申請地を先行取得し、駐車場への整備を計画したものです。最終的には申請地は買収される用地の代替地として相手方に提供されることとなります。

隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当すると思われますが、集落に居住している方の業務上必要な施設であり、転用については許可相当ではないかと思われますので、ご審議、よろしく申し上げます
議長（吉澤委員）

ただ今、番号2について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号4の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いします。

2番（石橋委員）

現地調査の1番目に行ってもらったところです。

4番の議案について説明します。申請地は、大篠津町の畑で面積は1074㎡です。多林製作所は、社員の増員による駐車場の不足を補う必要があり、また、現在、他社に保管を依頼している建築資材の置場を確保するため、申請地を駐車場及び資材置場として整備することを計画したものです。地元の本地委員さんに聞きましたら、新しい道が出来てああいいう状態、耕作放棄地になっておりまして、草火災を心配されているようです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。300M以内にJR大篠津町駅がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号4番について、地元委員さんの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

次に8ページ、議案第3号をお願いいたします。農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について、下記申請について、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び2

1 農振第 1 5 9 9 号農林水産省農村振興局長通知) の第 4 の 7 の (3) のエの (イ) の規定により、意見を具申したいので審議を求めます。

私が地元委員として説明したいと思いますので、議長を交代いたします。

(議 長 交 代 ・ ・ 部会長から伊塚部会長職務代理へ)

議長 (伊塚委員)

それでは農地転用事業計画変更申請について地元委員さん説明をお願いします。

17 番 (吉澤委員)

現地調査の時、配布した地図を思い出しながら聞いていただきたいと思います。

本件について説明いたします、本件は、平成 2 4 年 6 月 6 日付で、保育園の遊戯場として許可を受けた案件です。白い塀で囲ってあった空間です。今回、転用目的を遊戯場から職員及び各種行事の際の父兄用の駐車場に変更をお願いしたいとのことで事業計画変更の申請が出ております。

変更申請に至った経緯ですが、当初申請の遊戯場の配置図及び変更申請の駐車場の配置図をつけておりますが、当初計画では、保育園の新館及び遊技場を、通路で接続する形で一体的に利用できるような計画でしたが、許可を受けて工事に入る段階で、保育園の本館が現行の耐震強度の基準を満たしておらず、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いことが判明しました。

そのことを受けて、経費、安全性等を勘案し、白老会として保育園の新築移転が望ましいとの結論に至ったとのことです。そのため、保育園の遊技場にするという当初の目的の達成が困難になり、本件申請地の取り扱いについて検討してきた結果、現在、賃貸で借りている職員の駐車場として、また、行事の際には父兄の車も止められるように整備することとしたいとの結論に至ったものです。

なお、申請地は第 3 種農地であるため、駐車場への転用については、問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。

議長 (伊塚委員)

ただ今、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (伊塚委員)

異議がないようですので、事業計画変更申請は適当である旨の意見を付すことといたします。そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代・・・伊塚部会長職務代理から部会長へ)

議長 (吉澤委員)

続きまして、10ページ、議案第4号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は転貸を除く利用権設定が62件ございます。

審議に入りたいと思いますが、私の案件がありますので議長を交代いたします。

(議長交代・・・部会長から伊塚部会長職務代理へ)

議長 (伊塚委員)

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である吉澤委員の退席を求めます。

(吉澤委員退席)

議長 (伊塚委員)

そういたしますと、13ページ、番号4-1から番号4-2について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、96筆 150,183㎡、畑に関するものが、22筆 18,861㎡、ございます。

番号4-1から番号4-2は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、103aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 (伊塚委員)

ただ今、事務局からの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (伊塚委員)

異議がないようですので、決定いたします。番号 4-1 から番号 4-2 の審議を終了しましたので、吉澤委員の着席を求めます。

(吉澤委員着席)

議長 (伊塚委員)

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議 長 交 代 ・ ・ 伊塚部会長職務代理から吉澤部会長へ)

議長 (吉澤委員)

続きまして、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

議長 (吉澤委員)

そういたしますと、13 ページ、番号 4-3 から番号 4-4 について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

番号 4-3 から番号 4-4 は、再設定となっております。

議長 (吉澤委員)

ただ今、事務局からの説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定いたします。

番号 4-3 から番号 4-4 の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

議長（吉澤委員）

続きまして、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

議長（吉澤委員）

そういたしますと、番号4-5から番号4-10について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号4-5は、再設定となっております。

番号4-6は、借人の要望による設定となっております。

番号4-7は、再設定となっております。

番号4-8は、経営移譲年金受給のための設定となっております。

番号4-9から番号4-10までは、再設定でございます。借人の設定後の経営面積は、988aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号4-5から番号4-10の審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

（石橋委員着席）

議長（吉澤委員）

それでは、14ページ、利用権設定各筆明細について、番号4-11から、25ページ、番号4-62までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

番号 4-11 は、再設定となっております。

番号 4-12 から番号 4-15 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっております。借人の設定後の経営面積は、5,079 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-16 から番号 4-20 までは、再設定でございます。

番号 4-21 から番号 4-22 までは、借人の要望による設定となっております。借人の設定後の経営面積は、207 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-23 から番号 4-25 までは、再設定でございます。

番号 4-26 から番号 4-27 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっております。借人の設定後の経営面積は、番号 4-26 が 250 a、番号 27 が 349 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-28 から番号 4-31 までは、再設定でございます。

番号 4-32 から番号 4-33 は、借人の要望による設定となっております。借人の設定後の経営面積は、324 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-34 は、再設定でございます。

番号 4-35 は、借人の要望による設定となっております。借人の設定後の経営面積は、19 a となっております。事業計画書が提出されております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-36 から番号 4-39 までは、再設定でございます。

番号 4-40 から番号 4-42 は、借人の要望による設定となっております。借人の設定後の経営面積は、48 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-43 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 4-44 は、再設定でございます。

番号 4-45 から番号 4-46 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第

3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-47から番号4-49までは、再設定でございます。

番号4-50から番号4-51は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-52は、再設定でございます。

番号4-53は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-54から番号4-55までは、再設定でございます。

番号4-56は、借人の要望による設定となっております。番号4-43から番号4-56の借人の設定後の経営面積は、5,609aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-57から番号4-59までは、再設定でございます。

番号4-60は、借人の要望による設定となっております。借人の設定後の経営面積は、10aとなっております。事業計画書が提出されております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号4-61から番号4-62までは、再設定でございます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号4-11から番号4-62まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

続きまして、27ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号39の1件を受理しております。

続きまして、28ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号74から番号

78までの5件を受理しております。

続きまして、29ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号64から番号69の6件を受理しています。

続きまして、31ページ、(4)非農地現況証明について、番号33の1件を証明しています。

続きまして、32ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号84から番号89の6件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議 会議員の事務報告をお願いします。

仲田会長

(県農業会議 会議員の事務報告)

議長 (吉澤委員)

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (大許事務局長補佐)

(事 務 連 絡)

議長 (吉澤委員)

これをもちまして、第109回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時40分